

秦野市職員の給与に関する条例及び秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて

秦野市職員の給与に関する条例及び秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

国家公務員に準じて、住居その他これに準じる場所において、一定期間以上勤務することを命じられた職員に在宅勤務等手当を支給するとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市職員の給与に関する条例及び秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(秦野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 秦野市職員の給与に関する条例(昭和30年秦野市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第9条の2 住居その他これに準じるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命じられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 在宅勤務等手当の支給の開始月、支給方法等については、規則で定める。

(秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年秦野市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第7条を次のように改める。

(在宅勤務等手当)

第7条 在宅勤務等手当は、住居その他これに準じる場所において勤務することを命じられた職員に、その命じられた期間に応じて支給する。

第11条の2を削る。

第19条第1項中「第5条の3」の次に「、第7条」を加え、同条第2項中「及び第5条の3」を「、第5条の3及び第7条」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第9号 秦野市職員の給与に関する条例及び秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>秦野市職員の給与に関する条例の一部改正</p>	
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年秦野市条例第6号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、秦野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年秦野市条例第6号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p><u>(在宅勤務等手当)</u></p> <p><u>第9条の2 住居その他これに準じるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超</u></p>	

えて命じられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 在宅勤務等手当の支給の開始月、支給方法等については、規則で定める。

秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(給与の種類)

第2条 (略)

2 (略)

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(在宅勤務等手当)

第7条 在宅勤務等手当は、住居その他これに準じる場所において勤務することを命じられた職員に、その命じられた期間に応じて支給する。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第19条 第4条、第5条、第5条の3、第7条及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職

(給与の種類)

第2条 (略)

2 (略)

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

第7条 削除

第11条の2 削除

(会計年度任用職員についての適用除外)

第19条 第4条、第5条、第5条の3及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員には適

員には適用しない。

2 第4条、第5条、第5条の3及び第7条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員には適用しない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

用しない。

2 第4条、第5条及び第5条の3の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員には適用しない。